

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO. 5 7

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440「市民オンブズ岡崎」

発行 2008. 4. 3

岡崎市議会議員政務調査費市民監査報告

政務調査費は第2の議員報酬ではない

今年も2006年度政務調査費の市民監査を実施しました。今回はその監査結果と質問書を議長及び各会派に送り、ご意見をいただくようにしました。各会派には真剣に検討して答えてもらいたい。

2006年度岡崎市議会議員 政務調査費に関する市民監査報告



2006年度岡崎市議会政務調査費市民監査報告

1. はじめに

今回の対象は2006年度の政務調査費の支出内容です。各会派から提出された支出報告書と添付書類を調査しました。報告書に記載された各項目別の支出は次の通りでした。

会派	交付額	研究 修費	調査旅費	資料作成 費	資料購 入費	広報費	広聴費	交通通信費	その他 の経費	合計	残余の 額
自民清風会	17,758,461	857,430	6,936,315	2,519,509	0	0	0	6,418,304	892,217	17,623,775	134,686
ゆうあい21	7,126,852	0	3,252,600	598,968	427,337	0	0	2,838,850	0	7,117,755	9,097
公明党	2,880,000	25,670	1,375,610	265,623	93,845	0	0	1,074,072	0	2,834,820	45,180
日本共産党	2,160,000	85,810	2,659	314,078	427,133	818,185	170,800	347,521	0	2,166,186	0
民主クラブ	1,440,000	0	195,901	315,550	132,870	0	100,000	480,000	0	1,224,327	215,673
大原昌幸	720,000	385,750	0	2,360	0	0	0	232,000	0	620,110	99,890
中根義金	241,539	0	0	0	0	0	0	74,805	0	74,805	166,734
柵木誠	720,000	0	27,060	4,210	9,120	0	0	297,610	0	338,000	382,000

つぎに各会派の支出内容を見る。

2. 「自民清風会」について

研究研修費の内訳は

18.4.20	70000	食事代 20人分	4月勉強会	水月
18.5.24	37500	弁当代 25人分	市長意見交換会	うを勝仕出し弁当
18.5.24	6000	コーヒー 25人分	市長意見交換会	五万石市役所食堂
18.5.30	80500	食事代 23人分	5月勉強会	魚清
18.6.26	77000	食事代 22人分	6月勉強会	うを勝
18.8.25	80500	8月勉強会費 23人分	8月勉強会	おぎ乃
18.8.31	3500	お茶代 25人分	同上	イセヤ酒店
18.9.1	37500	弁当代 25人分	市長意見交換会	うを勝仕出し弁当
18.9.1	6000	コーヒー 25人分	市長意見交換会	五万石市役所食堂
18.10.3	73500	お食事代 21人分	10月勉強会	味大
18.11.28	80500	11月勉強会費 23人分	11月勉強会	岡崎市市営施設管理協会
18.11.29	6000	コーヒー 240円 25人分	同上	五万石市役所食堂
18.11.29	37500	弁当代 1500円 25人分	市長との意見交換会	うを勝仕出し弁当
19.1.31	77000	食事代 22名分	1月度勉強会	賀勝苑
19.2.21	33000	弁当代 22名分	2月会議費	うを勝仕出し弁当
19.2.21	5280	コーヒー 22人分	2月会議費	五万石市役所食堂
計	711280	(4%)		

各議員のおなかに入ってしまう経費で711,280円もの支出をされています。政務調査はおなかの中で昇華されるというのでしょうか。

そして、先進都市の調査旅費として以下の県外視察がありました。

視察日時	金額	調査地	調査項目	視察者
18.4.27-28	340970	東京都千代田区 長野県松本市	消防緊急通信指令システム他 山林火災への対応	柴田泉、深瀬稔、高橋克一、 清水勇、安形光征、杉浦立 美、梅村順一（7人）
18.4.27	54120	東京都千代田区	消防緊急通信指令システム他	田口正夫、園山康男
18.5.8-10	62990	群馬県太田市 千葉県松戸市	行政評価・マネジメントシステム 経営戦略策定支援プロジェクト	中根義金
18.5.8-10	125980	東京都千代田区 群馬県太田市 千葉県松戸市	事業部制・バランススコアカード 行政評価・マネジメントシステム 経営戦略策定支援プロジェクト	近藤隆志、小野政明
18.6.27-28	81820	鹿児島県日置市	鹿児島育英館の教育方針等	高野克一
18.6.27-28	49030	兵庫県加古川市 徳島県徳島市	ヤングたばこゼロ作戦事業 徳島県立21世紀館	澤豊
18.6.27-29	365340	鹿児島県日置市 長崎県諫早市 大分県大分市	鹿児島育英館の教育方針等 長崎日大学園進学寮「明倫館」 岩田学園の教育方針等	深瀬稔、安形光征、梅村順 一（3人）
18.7.3-5	158620	岡山県岡山市 香川県高松市 愛媛県松山市	男女共同参画社会推進センター サンポートホール高松 まつやま Re・再来館	永田寛、中根勝美（2人）
18.7.19-21	763770	北海道登別市 北海道札幌市	産業クラスター形成計画 全国都市問題会議	近藤隆志、澤豊、中根勝美、 加納吉久、野村康治、柴田

				泉、杉浦立美(7人)
18.7.19-21	715260	北海道北広島市 北海道札幌市	子育て支援 全国都市問題会議	小野政明、山本雅宏、新海正春、田口正夫、山崎憲伸、山崎泰信、園山康男(7人)
18.8.16-17	48450	千葉県大多喜町 神奈川県横須賀市	イノシシ肉処理販売施設 統合GISシステム	鈴木雅登
18.8.17-18	50484	東京都町田市 千葉県我孫子市	町田市コールセンター 提案型公共サービス民営化制度	小野政明
18.8.28	14520	三重県紀北町	FSC森林認証システム、環境への取り組み	鈴木雅登
18.10.11-12	38510	京都府京都市 大阪府摂津市	学校評価システム・京都あんしん子ども館 公園の伐採枝の再利用	鈴木雅登
18.10.20-21	48352	埼玉県川口市 東京都北区	駅前再開発 飛鳥山博物館	小野政明
18.10.23-25	183120	岡山県岡山市 広島県三次市	学校給食の民間委託	野村康治、柴田泉、清水勇(3人)
18.10.23-25	396885	兵庫県三木市 岡山県岡山市 広島県三次市	学校給食の民間委託	山本雅宏、鈴木豊、田口正夫、山崎憲伸、園山康男(5人)
18.10.24-25	45160	東京都江東区	危機管理産業展 2006 アスベスト対策環境展	中根勝美
18.10.31-11.2	591876	岩手県一関市 岩手県紫波町 宮城県仙台市	本寺地区景観計画 電子自治体の推進 都市景観に関する施策	深瀬稔、高野克一、清水勇、安形光征、梅村順一、田口正夫(6名)
18.10.31-11.1	297860	岩手県一関市 岩手県紫波町	本寺地区景観計画 電子自治体の推進	加納吉久、鈴木豊、鈴木雅登、杉浦立美(5人)
18.10.23-25	47550	兵庫県三木市 岡山県岡山市	学校給食の民間委託	中根義金
18.11.20-21	280574	埼玉県川越市 埼玉県熊谷市	景観条例によるまちづくり 特色ある学校教育	深瀬稔、高野克一、清水勇、安形光征、杉浦立美、梅村順一(6名)
計	4761241	(26.8%)		

このように遠方に多人数が視察に出かけなければ政務調査ができないというのでしょうか。それから視察先の自治体選択を市民はどう見るでしょう。気になりませんか。

次には資料作成費の中では、その管理が個人所有財産となってしまう恐れのある備品の購入が多くありました。以下はその一覧です。

請求書日付	品名	金額	購入業者
18.4.28	パソコン代金	142,000円	テクノ
18.4.29	DELL2600サーバ パソコン用モニター	66,782円 5,063円	インターネットオクシヨ
18.5.2	パソコン代金	168,000円	池田事務機
18.5.11	デジカメ代金	38,300円	ヤマダ電機

18.5.29	パソコン代金	204,680円	グットウィル
18.9.23	電子辞書	15,147円	エイデン
18.12.2	PC代金	185,000円	エイデン

このようにおおく購入され、その管理がしっかりされるのか懸念されます。更に上にあるようにインターネットオークションでデル2600サーバーを66,782円(送料、振込手数料込み)、パソコン用モニターを5,063円で購入したとしているが、支出証明書のみで処理され、振込通知書等送金した事実を示す証拠書類が添付されていないのは、適正に欠けます。

次に、ガソリン代と電話代を合算して月額20,000円、議長は10,000円一律に支給されているが、その額の合計5,800,000円(32.7%)。さらにプロバイダー代金618,304円(3.5%)。事務員給料892,217円(5%)が消えています。何のために政務調査費が支給されているのかわかりませんでした。本当に税金が生かされていると思いますか。

2. 「ゆうあい21」について

視察日時	金額	調査地	調査項目	視察者
18.5.9-11	216680	大阪府池田市 大阪府藤井寺市 奈良県奈良市	セーフティーパトロール構想・子ども条例 区長会による自主防災 青色街路灯による防犯	原田範次、内藤誠、竹下寅生、加藤学(4人)
18.5.8-10	355280	岩手県一関市 岩手県花巻市 岩手県北上市	幼稚園早期入園特区 ビジネスインキュベーター 在宅高齢者ふれあいデｲｲｰビス	米村賢一、清水克美、太田俊昭、三宅健司(4人)
18.7.10-12	188080	秋田県秋田市 山形県新庄市 山形県山形市	福祉複合施設「ウエルビーユ-いずみ」 最上広域交流センター「ゆめりあ」 山形市保健センター	野澤幸治、岡崎富雄(2人)
18.7.18-21	611320	北海道稚内市 北海道旭川市 北海道札幌市	子育て対策事業 旭川市科学館 全国都市問題会議	米村賢一、清水克美、内藤誠、加藤学(4人)
18.7.18-21	669940	北海道江別市 北海道夕張市 北海道札幌市	江別の顔づくり事業 映画ロケ地を生かした観光行政 全国都市問題会議	岡崎富雄、原田範次、太田俊昭、竹下寅生、三宅健司(5人)
18.10.31-11.2	220960	滋賀県長浜市 大阪府吹田市 大阪府堺市 京都府福知山市	一豊公・千代様キャンペーン 歴史文化まちづくりセンター 北野田駅前市街地再開発事業 福知山市環境基本計画	原田範次、内藤誠、竹下寅生、三宅健司(4人)
18.10.31-11.1	32180	滋賀県長浜市 大阪府吹田市 大阪府堺市	一豊公・千代様キャンペーン 歴史文化まちづくりセンター 北野田駅前市街地再開発事業	加藤学
18.11.21-22	245600	山口県防府市 山口県山口市	元気発信707プロジェクト 山口の味消費拡大・地産地消	岡崎富雄、野澤幸治、清水克美、三宅健司(4人)
19.2.6-8	376680	宮城県川崎市 宮城県白石市 宮城県気仙沼市	ホービーア川崎の運営状況 生ごみ資源化事業所「シリウス」 消防団バイク隊	岡崎富雄、野澤幸治、米村賢一、太田俊昭(4人)

19.2.7-9	194640	東京都品川区 千葉県千葉市 静岡県三島市	品川区独自の特別教科「市民科」 「子どもルーム」の運営 森の小さなダムづくり事業	原田範次、竹下寅生、加藤学（3人）
19.2.7-9	141240	三重県四日市市 三重県松阪市 奈良県奈良市	四日市市自治基本条例 農業公園ベルフォーム他 学校輝きプラン事業	清水克美、内藤誠、三宅健司（3人）
計	2294440	32%		

このように遠方に多人数が視察に出かけなければ政務調査ができないというのでしょうか。それから視察先の自治体選択を市民はどう見るでしょうか。気になりませんか。

次に資料作成費としてプリンター57,700円を購入していますが、備品の管理はしっかりされているでしょうか。

さらに、ガソリン代と電話代を合算して月額20,000円が一律に支給されているが、その額の合計2,372,857円(33.3%)。さらにプロバイダー代金465,993円(6.5%)が消えています。何のために政務調査費が支給されているのか分かりませんでした。本当に税金が生かされていると思いますか。

(3) 公明党について

支出番号8の23,620円のインク・SDカード購入代金について支出証明書で処理されているが、領収書を添付できないものではないので問題である。

視察日時	金額	調査地	調査項目	視察者
18.5.11-13	87070	滋賀県大津市 京都府京都市	市議会議員特別セミナー 京都市子育て支援総合センター	村越恵子、井手瀬絹子
18.5.15-16	46840	栃木県栃木市 神奈川県横須賀市	福祉トータルサポートセンター 高齢者福祉(壮快システム)	黒柳敏彦
18.5.22-23	52050	山梨県甲府市 茨城県笠間市	信頼される病院づくり 笠間クラインガルテン	村越恵子
18.5.23	50540	茨城県笠間市	笠間クラインガルテン	井手瀬絹子
18.5.22-23	55720	栃木県宇都宮市 東京都杉並区	ジャズを生かしたまちづくり 在宅介護(24時間安心ヘルプサービス)	黒柳敏彦
18.5.22-23	63330	神奈川県三浦市 東京都目黒区 東京都江東区	三浦市地域再生計画 めぐろ芸術文化振興プラン 2006 NEW環境展	坂井一志
18.7.3-7.4	90020	東京都府中市 千葉県市川市	都立府中病院における病院食委託、 医療相談 子ども部の設置	村越恵子、井手瀬絹子
18.7.18-19	62890	兵庫県神戸市 広島県広島市	障害者医療費の独自軽減策 こども療育センター療育相談所	黒柳敏彦
18.8.3-4	92080	東京都千代田区 東京都大田区	全国市議会議長会研究フォーラム エセナおおた	村越恵子、井手瀬絹子
18.8.3-4	91080	東京都千代田区 東京都渋谷区	全国市議会議長会研究フォーラム ハッピーマザー助成制度	坂井一志、黒柳敏彦
18.11.8-10	133480	京都府京都市 徳島県徳島市	ひとまち交流館 次世代育成支援対策	村越恵子、井手瀬絹子

		兵庫県神戸市	総合福祉ゾーン「しあわせの村」	
18.11.6-7	93940	千葉県野田市 東京都品川区	障害者職場実習奨励金 ティーンズプラザ Y A S H I O ・八潮自 動育成センター	坂井一志、黒柳敏彦
18.11.27-28	156540	秋田県大仙市 秋田県秋田市	大仙市犯罪被害者等基本条例 秋田市子ども条例	坂井一志、黒柳敏彦
19.1.18-19	47340	東京都練馬区 群馬県桐生市	農業体験農園 職住一体の起業支援	村越恵子
19.1.22-23	52890	栃木県日光市 栃木県足利市	湯西川体験農園施設・農業農村整 備事業検討委員会 農村生活向上センター	坂井一志
19.1.25-26	55720	千葉県市川市 群馬県高崎市	行徳文化ホール I & I 高崎市総合福祉センター	村越恵子
19.2.5-6	45880	群馬県伊勢崎市 東京都足立区	音楽療法による認知症予防 足立区都市農業公園	井手瀬絹子
19.2.5-6	91680	神奈川県川崎市 埼玉県さいたま市	動物愛護センター 動物愛護ふれあいセンター	坂井一志、黒柳敏彦
計				

自民清風会やゆうあい21でも書いているが、交通・通信費でプロバイダー代金114,072円、ガソリン代と電話代を合算して月額20,000円で年額960,000円の合計1,074,072円(37.9%)を支出しているが、なぜ自宅パソコンのインターネット接続料金を半額といえ税金で負担しなければいけないのか、ガソリンと電話代の使用明細を求めれば実際に支払った料金が分かるのに使用量の多少に関係なく一律に支払うとしていることに納得できません。

(4) 日本共産党岡崎市議団について

備品としてデジタルカメラ購入44,480円、ボールペン、のり、ファイル購入で資料作成費として933円が支出証明書で処理されているが、領収書が得られる物品の購入で領収書のない支出を政務調査費で処理することに問題はあるとおもいます。雑誌「議会と自治体」や中日新聞などを複数冊購入しているが会派として1冊で良いのではないか。

条例の規定からは問題ないが、市議団ニュースの印刷費だけで818,074円(37.8%)を使っているのはその内容が政治活動のPRにも見えるため若干不満を覚える。

(5) 民主クラブについて

19.3.28-30	195901	青森県八戸市 青森県十和田市 青森県三沢市	八戸市史編さんプロジェクト 十和田市官庁街通り整備事業 三沢市国際交流教育センター	加藤繁行、中根薫
------------	--------	-----------------------------	---	----------

ノートパソコン購入178,500円、スキャナー19,950円、ボイスレコーダ15,100円など備品の購入については個人の所有とならないかどうか市民が検証できるシステムにしないと私的財産形成のために政務調査費が使われることになる危惧がある。

交通・通信費でガソリン代と電話代を合算して月額20,000円で年額480,000円(39.2%)を支出しているが、ガソリンと電話代の使用明細を求めれば実際に支払った料金が分かるのに使用量の多少に関係なく一律に支払うとしていることに納得できない。

(6) 大原昌幸について

交通・通信費でガソリン代と電話代を合算して月額20,000円(8ヶ月)、月額18,000円(6,9,12,3月の4ヶ月)で年額232,000円(37.4%)を支出しているが、ガソリンと電話代の使用明細を求めれば実際に支払った料金が分かるのに使用量の多少に関係なく一律に支払うとしていることに納得できない。

(7) 中根義金について

自民清風会から除名された後に政務調査費で支出されたのは、ガソリン代と電話代を合算して月額20,000円の3ヶ月分60,000円、さらにプロバイダー代金14,805円(100%)が消えています。これをみても交通通信費がどのような性格のものか分かりませんか。本当に税金が生かされていると思いますか。

(8) 柵木誠について

19.10.3	27060	東京都板橋区	板橋区ホテル飼育施設	柵木誠
---------	-------	--------	------------	-----

県議会議員選挙に立候補するために3月に辞職した柵木氏もガソリン代と電話代を合算して月額20,000円の1年分238,709円、プロバイダー代金58,901円の合計297,610円(88.1%)が消えています。これをみても交通通信費がどのような性格のものか分かりませんか。本当に税金が生かされていると思いますか。

政務調査費の支出についての質問書

政務調査費は市民の大切な税金から支出されています。その用途については市民から選ばれた議員として十分な配慮が必要と考えます。そこで、監査結果を踏まえ、岡崎市議会議員のみなさんに以下の質問書を送付しました。

2008年3月30日

岡崎市議会各会派・議員殿
(岡崎市議会議長殿)

岡崎市伝馬通2丁目33番地 千賀ビル3F
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

岡崎市議会議員政務調査費支出についての質問書

日頃は岡崎市の発展のため、熱意を持って市議会運営に携わっておられることと感謝しております。

さて、今般2006年度の岡崎市議会議員政務調査費収支報告書及び支出証拠書を市民の目で監査させていただきました。

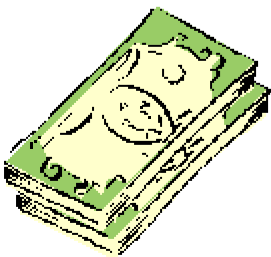
その細目については別添「2006年度岡崎市議会議員政務調査費の支出に関する市

民監査報告」をお読みいただきたいと思います。会派が自浄努力をして改善すべきところは会派に期待するところですが、【以下の点については岡崎市議会議長の権限（条例第5条第1項（3）「議長が政務調査費の用途に適さないものと認める経費は使用できない」旨の規定や、第8条2項、「議長は、会派等が第5条に規定する用途基準その他この条例に規定する事項に違反すると認めるときは、その違反の是正又は改善のために講ずべき措置を勧告し、又は命ずることができる。」）ということですので、（この部分は議長のみ）】以下の点について岡崎市議会各会派・議員（議長）の見解をお聞きしたいと思います。

記

1. 視察旅行における旅費については実費弁償が筋だと考えますが、岡崎市旅費条例にあるからといって、実際に利用していないのに特別車両料金（グリーン料金）を支出して良いとお考えでしょうか。
2. 交通通信費のうちガソリン代、電話代について一部の市議会議員は給油明細、電話使用明細書を添付されているにもかかわらず、すべての議員の利用した給油明細、電話使用明細書が当然現に発行されているにもかかわらず、実態に基づかずに、金額一律支給することが適当だとお考えでしょうか。
3. 会場に料理屋を選択し、食事代のみ支払っているような支出は違法と判示（平成20年2月4日名古屋高裁金沢支部判決）されていますが、これを研修研究費と認められますか。
4. パソコン等備品購入に多額の政務調査費が支出されていますが、平成16年9月18日当時の自民新風会が346,290円でプロジェクターを購入したうえで、10月の改選で会派を解散し、会派を承継したはずの自民清風会は平成17年8月8日にプロジェクター（298,000円）を再び購入するという不可解な支出を行っています。備品を受け継いでいないように見受けられます。間に購入したプロジェクターは従前の自民新風会のある特定な個人の動産となっているのではないのでしょうか。あまりにも不自然な購入です。一定額（1万円）以上の備品購入は認めないようにするお考えはありませんでしょうか。
5. 交通通信費のうち、プロバイダー代金は各議員個人宅で契約されているとすれば、代金は定額になっており、その利用は政務調査に限られません。支出についての説明責任が果たせません。政務調査費の支出項目から除外すべきと考えられますが、どのように考えておられますでしょうか。

以上



ガス化溶融炉建設技術提案書 情報開示拒否で審査会陳述！

岡崎市が随意契約することにした新一般廃棄物中間処分施設（ガス化溶融炉）建設工事は、見積価格ばかりではなく技術評価も加味する総合評価方式を採用し、技術評価については技術検討委員会に評価を委嘱しました。岡崎市が採用した溶鉱炉を建設できる業者は2社しかなく（まず、なぜ2社しかない処理方式を選択したのかという疑問は残りますが）、溶鉱炉で生じた飛灰の処理について、最終処分方式を提案しなかったとしてA社を失格とし、残るB社と岡崎市は随意契約を結ぶことにしました。

しかし、その決定に技術検討委員長やA社から質問書や異議が出されるという異常事態が生じたので、私たちは、岡崎市が示した設計仕様書および基準価格の根拠、一方を失格とした根拠となる「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処分施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A社、B社分)電磁的データ物」を情報公開請求しました。ところが、市はその情報を非開示決定をしてきました。

そこで昨年11月異議申し立てをしたところ、先日(3月17日)意見陳述の機会を得た。業者の事業の利益を害するとか、他の自治体の財産上の利益を害するという市の主張に対して、情報を開示することが、環境負荷をかける焼却施設建設においては、市民の生命、健康、財産を保護する上からも情報は公開されるべき(公開条例第7条第3号)であると陳述しました。

市側の主張

公文書開示決定等理由説明書

異議申立人が平成19年11月15日付けで提起した公文書開示決定に係る異議申立てについて、次のように説明します。

1 説明の主旨

「本件公文書開示決定は適法である。」との答申を求めます。

2 公文書開示決定の経過

(1) 異議申立人は、平成19年10月2日付けで、岡崎市情報公開条例(以下「条例」という。)第5条の規定により、岡崎市長に対し、

「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事発注仕様書の電磁的データ物」

「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号A社、B社分)電磁的データ物」

「提案図書を求めたデータ及びメールの表題(日付、添付ファイル名のわかるもの)」

「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事、価格評価点にある基準価格を決めた根拠となる積算根拠」の開示請求を行った。

(2) 岡崎市長は、本件開示請求に係る公文書を保有する公文書の中から

「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事発注仕様書」

「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社分、B 社分)」

「提案図書を求めたデータ及びメールの表題」

「基準価格(入札における予定価格に相当するもの)の算定について」を特定した。

特定した公文書のうち、「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事発注仕様書」は、「全部開示」とした。

次に、「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社、B 社分)」は、「当公文書には、当該法人の「生産技術に関する情報」が記載されており、公にすることにより、当該法人の今後の工事受注業務において利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの規定により開示しない」旨の理由を付して「非開示」とした。

次に、「提案図書を求めたデータ及びメールの表題」は、「当公文書に記載のある氏名、メールアドレス、電話番号については、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第7条第2号の規程により開示しない」旨の理由を付して「一部開示」とした。

次に、「基準価格(入札における予定価格に相当するもの)の算定について」は、「他の地方公共団体等の財産上の利益が不当に害されるおそれがあり、当該機関の地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号の規定により開示しない」旨の理由を付して「一部開示」とした。

以上の内容を異議申立人に対し、平成19年10月16日付け公文書開示決定通知書により通知した。

このうち、異議申立ての対象となった公文書は、「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社、B 社分)」及び「基準価格(入札における予定価格に相当するもの)の算定について」である。

3 公文書開示決定の理由(異議申立てに係る公文書)

(1)「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社、B 社分)」

ア 当公文書の位置づけについて

当公文書は、(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事の契約予定者選定にあたり事前に実施した「総合的な評価」において、技術評価を実施するため当該法人より提出された提案図書である。そのため、提案図書には当該法人独自のごみ処理システム等「生産技術に関する情報」が記載されている。さらに言えば、提案図書の構成や作成方法についても「知的財産」にあたりと考えられる。

イ 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」について

全国の地方公共団体等が廃棄物処理施設建設工事の入札・契約を行うにあたり、平成18年7月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(以下「手引き」という。)が示された。この「手引き」は、発注者である地方公共団体等の取り組みを支援する一環としてとりまとめられたものである。今回、岡崎市が契約予定者を選定するにあたり、「手引き」を参考として事務を執り進めてきた。

「手引き」の第5章「総合評価落札方式の導入」(9)に「入札から契約に至った後は、速やかに評価結果とともに技術提案の改善に係る過程の公表を行う。公表の内容は、提案書本体及び改善過程のうち各提案者の独自提案内容に関わる部分を非公開とし、技術提案の概要案や改善過程のうち改善要請及び改善状況の概略を公表する。」とある。

これは、技術提案の「概要」については、入札契約の透明性を図るために公表することが求められているものの、提案書「本体」については法人の技術的情報が多様に含まれており、そのままの形で公表できるものではないと解されるからである。

ウ 当公文書を開示することにより生じる支障について

当公文書には前述のとおり、当該法人が建設工事受注に係る技術審査を受けるため、同業他社には知られていない独自のごみ処理システムの詳細が記載されている。その提案図書が開示され公表されることとなった場合、今後、他の地方公共団体等で岡崎市と同様の入札があった際、同業他社が本件提案図書に記載されているノウハウや技術に加工・改善を加えることにより、対抗的な事業活動が行われる可能性が高く、当該法人の今後の工事受注業務において害される利益は計り知れないものになると考えられる。

(2) 「基準価格(入札における予定価格に相当するもの)の算定について」

ア 当公文書の位置づけについて

当公文書は、(仮称)岡崎市新一般廃棄物申商処理施設建設工事の契約予定者選定にあたり事前に実施した「総合的な評価」において、価格評価を実施するために設定した「基準価格(上限となる価格)」を算定する過程をまとめた文書である。

イ 「非開示」とした部分について

基準価格の算定については、「手引き」を基に、類似施設を有する他の地方公共団体等における既契約の建設費を用いた。その際用いた建設費についてのみ「非開示」とした。

ウ 建設費の公表に関する考え方について

平成13年4月1日に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札適正化法」という。)において、落札価格等は公表しなければならないとされている。しかしながら、入札適正化法以前における公共工事の落札価格等は一般には公表されていないところがほとんどである。すなわち、本件(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事の基準価格の算定にあたり、契約年度が平成12年度のものについては、岡崎市が個別に当該地方公共団体等に落札金額を聞き取ったものである。

したがって、平成12年度のものについては、当該地方公共団体において落札金額が公表されていない以上、当該地方公共団体の財産上の利益が不当に害されるおそれがあり、条例7条6号に該当する。なお、この法理でいえば、契約年度が平成13年度以降のものは、落札金額が公表されていることから開示しても支障がないと考えられなくはないが、基準価格の算定にあたっては、平成12年度の他の地方公共団体の契約実績を含め算定したことから、16団体の建設費全体が一体となる情報であり、部分開示できるものではないと解し、建設費すべてを非開示としたものである。

以上のとおり本件異議申立てに係る公文書開示決定に違法又は不当な点はなく、適法なものです。

当方の主張

意見書

平成20年1月24日付「公文書開示決定等理由説明書について」に対する意見は下

記のとおりです。

(1) 「(仮称) 岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社、 B 社分) 」について

前提となる「一方を失格とした市の判断が妥当であるかどうか」市民に判断の材料を秘匿する行為は、その論拠を明確にしなければ市民の不信感を払拭できないという事実について何ら答えていない。

技術検討委員長からその決定について異議表明され、失格とされた業者からも技術提案書の内容について 2 度にわたって苦情申立てを行われており、失格の理由とした提案審査に関する提出図書を開示しなければ、市政に対する市民の不信感を深め、公正で民主的な市政の推進に資することに反すると考える。

また、10月2日には私を含め「市民オンブズ岡崎」のメンバーら 3 名に対して、情報コーナーにおいて総務課の情報公開担当職員を同席させて、上記「(仮称) 岡崎市新一般廃棄物中間処分施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社、 B 社分) 」を各社ごとのファイルとして全面的に閲覧させている事実から、全面的な開示を既に決定していた。それを覆す理由となり得ない。

(2) 基準価格(入札における予定価格に相当するもの) の算定」について

建設費の公表に関する考え方について、「平成13年4月1日に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札適正化法」という。) において、落札価格等は公表しなければならないとされている。」との認識を持っているにもかかわらず、「契約年度が平成12年度のものについては、岡崎市が個別に当該地方公共団体等に落札金額を聞き取ったものである。したがって、平成12年度のものについては、当該地方公共団体において落札金額が公表されていない以上、当該地方公共団体の財産上の利益が不当に害されるおそれがある」としているが、果たして平成12年度の当該地方公共団体において落札金額を公表したくないと表明があつて非公開だろうか。当該地方公共団体に確認を取ったかどうか不明である。10月2日には私を含め「市民オンブズ岡崎」のメンバーら 3 名に対して、対応したごみ対策課の職員は、ごみ焼却施設台帳(財団法人廃棄物研究財団平成17年4月刊) で公にされているものであることを明らかにした。そこから、岡崎市が選定した「ガス化溶融炉」契約分価格を抜き出して引用したと語っており、非公開にすべき理由は見あたらない。公開したくないためにする卑劣な理由付けであると考えます。

追加意見書

平成20年1月24日付「公文書開示決定等理由説明書について」に対する意見書に追加します。

(1) 「(仮称) 岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A 社、 B 社分) 」について

岡崎市長は「条例第7条第3号アの規定により開示しない」旨の理由を付けて非開示としたが、条例7条第3号但し書きには「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とあり、一般廃棄

物処理施設はその処理方法や管理によって市民の健康や生活に著しい影響を与えるので、この但し書きに該当し、非該当事由からは除かれる。また、技術提案書の一方を失格としたことによって、結果的にもう一方の業者としか契約できないことになり、競争相手のないその後の随意契約が不当に高額の契約となってしまったことも考えられ、市民の税金により賄われている市財政に損害を与えているとしたら、このことも条例7条第3号但し書き「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」に該当する。

(2) 基準価格(入札における予定価格に相当するもの)の算定」について

岡崎市長は「条例第7条第6号の規定により開示しない」旨の理由を付けて非開示としたが、理由説明書4ページ11行から「法理でいえば、契約年度が平成13年度以降のものは、落札金額が公表されていることから開示しても支障がないと考えられなくはないが、基準価格の算定にあたっては、平成12年度の他の地方公共団体の契約実績を含め算定したことから、16団体の建設費全体が一体となる情報であり、部分開示できるものではないと解し、建設費すべてを非開示とした」としているが、「全体が一体となる情報」とするならば、平成13年度以降が公開されているのならば、それ以前の情報も公開することが適当と考えるのが妥当である。

補佐人の意見書

異議申立人補佐人の意見書

第1 A社、B社の提出図書の全面非開示について

1 文書の意味について

(1) 岡崎市は、2000年(平成12年)ころ、新たなゴミ処理施設の建設計画を立て、2004年以降、その施設の機種を選定を行い、方式として「ガス化溶融施設(シャフト炉式)」を採用することを決定した。

(2) 岡崎市は、この施設の新設にあたり、「安心」を軸に、これに「経済性・リサイクル性」を加味したバランスの良い施設とすることを基本方針とした。

ここにおいて「安心」とは、「安全」と「安定」であり、「安全」は、環境に対する安全性・衛生や事故等の物理的な面での安全性・溶融の方法等の安全性とされ、「安定」は、ゴミ質の変動に対する安定性・維持管理の容易性・安定した稼働等であると説明されている。

(3) この施設の建設計画に対して、次の2社が岡崎市へ受注を申し出た。

JFE環境ソリューションズ株式会社 本社横浜市(以下、A社)

新日鉄エンジニアリング株式会社 本社東京都(以下、B社)

異議申立人が開示を求めた文書は、この2社が技術評価を受けるために岡崎市へ提出した図書である。

この提出図書は、質問書 提出届 見積書 見積内訳書 基礎審査に関する提案書 発注仕様書で規定する要件の確認書 技術提案審査に関する提出図書 見積設計図書 以上の ~ の図書の電子データなど、多数、多岐にわたっている。

(4) 計画されている本件ゴミ処理施設は、岡崎市板田町地内の約7.8haの広大な土地に、2炉構成の、しかも1日24時間稼働の巨大な施設である。

このような施設が建設された場合、市民は、飛灰による環境汚染のおそれはないか、

生命身体への悪影響はないか、事故発生の可能性などについて、重大な関心を持たざるを得ない。したがって、市民は、いかなるゴミ処理施設が新設されるのかについて知りたいし、知る権利がある。

(5) 本件提出図書は、このように市民生活に重大な関わりをもつ大型ゴミ処理施設の構造・機能・安全性・コスト等についての提案書である。

岡崎市長は、本件開示決定理由説明書の「文書の位置づけ」の項で、「当公文書は、当該法人独自のごみ処理システム等、生産技術に関する情報が記載され、かつ、提案図書の構成や作成方法も知的財産である」と述べて、当該法人側から見た文書の位置づけを行っているのみであり、そこには、この施設が、市民生活にとって如何に重要な意味を持つか、という視点が欠落していることが残念である。

2 非開示理由について

岡崎市長は、本件提出図書を開示すれば、当該企業のごみ処理システムに関する独自のノウハウが同業他社に知れてしまい、今後の受注業務に支障が生じ、企業の競争上の利益が害される、という理由で開示を拒否した。

すなわち、市民の知る権利という価値よりも、企業の利益を優先することを明言している。

しかし、条例第7条第3号の本文は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」として例外を設けている。

以上に述べたように、本件提出図書は、まさに「市民の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」であると認められる典型的な情報というべきである。

3 全面非開示について

岡崎市長は、企業利益を優先する立場から、A社とB社の提出図書を全面非開示とした。

しかし、これらの提出図書の中味は、上記「ないし」のように多種にわたっており、それら全部の図書に各社のゴミ処理システムの独自のノウハウが記載されているのではない。各社の独自の技術提案に関する情報が記載されていると思われるのは、A社の技術提案審査に関する提出図書と、B社の見積設計図書の2点に限定されるのではないか。それ以外の提出図書が開示されても、各社独自のノウハウを開示することにはならない。

また、企業が特に秘匿したい独自のノウハウは、本来、実用新案権や特許権の申請などの企業努力により、保護されるべきものである。

市民は、A社とB社のガス化溶融施設の基本構造・機能・安全性・コスト面について、そのディテールではなく、大まかな内容が開示されるだけでも、安全性と安定性を判定することができる。

よって、岡崎市がA社とB社の提出図書を全面非開示としたことは違法であると考えられる。

そこで、貴審査会におかれては、この観点からインカメラ審査を採用され、たとえ全面開示ではなくても、条例第8条に基づいて、部分開示の余地の有無を検討していただきたい。

第2 基準価格の積算根拠の非開示について

1 岡崎市は、本件ガス化溶融施設を発注する基準価格を決めるにあたり、他の地方公共団体で過去7年間(平成12年度以降)に契約された16施設の建設費を調査した。そして、本件ガス化溶融施設の基準価格を163億5000万円と決定した。

異議申立人は、この基準価格が果たして適正妥当であるか否かを知りたくて、その

積算根拠の開示を求めた。

- 2 これに対して岡崎市は、「平成12年度の契約については、当該地方公共団体において落札金額が公表されていない以上、当該地方公共団体の財産上の利益が不当に害されるおそれがある」として7施設の建設費を非開示とし、さらに、「入札適正化法」が落札価格の公表を義務付けている平成13年度以降の契約9件についても、「16件が一体情報である」との理由で非開示とした。
- 3 しかし、「落札金額が公表されていない以上、当該地方公共団体の財産上の利益が不当に害されるおそれがある」との点は、なぜそういえるのかについて、全く説明がない。そこにおける「財産上の利益」とは、具体的に何を指すかが示されなければならない。また、その施設の落札金額が公表されると、当該地方公共団体の財産上の利益が、なぜ「不当に害されるおそれ」があるといえるのかについても説明がない。
この非開示理由は曖昧模糊としており、要するに「岡崎市が個別に聞き取り、特別に教えてもらった金額であるから、公表するのは礼儀に反する」ということであろうか。しかし、本件は、当該地方公共団体から「公にしないとの条件で提供された情報」ではないから、そこまで気を遣う必要性は見出せない。
- 4 また、「16団体の建設費全体が一体となる情報」という点については、各公共団体の施設はお互いに関連なく個々別々に建設されたものであり、一体性は認められない。
- 5 よって、16施設の契約金額は、全面開示されるべきである。

第3 まとめ

- 1 岡崎市は、本件ガス化溶融施設の発注業者を選定するにあたり、施設の技術的な面については、5名の専門学者からなる「建設技術検討委員会」に検討を委ね、技術的な面以外の部分については、市の幹部11名で構成される「建設検討委員会」が評価することとされた。
- 2 「建設技術検討委員会」は、2007年5月2日、A、B2社の提出図書に基づき、両社からヒアリングを行った。
しかし岡崎市は、それ以前にすでにB社の採用を決め、同年4月28日、同委員会の各委員に対して「参考資料」を送付し、同委員会がB社を採用するように誘導を試みた。そして、「建設検討委員会」は同年5月9日、書類不備等の理由でA社を失格とし、B社を受注先とすることを決定した。
そのため、「建設技術検討委員会」の伊藤秀章委員長は同月11日、市長に対して「当委員会の存在意義そのものを否定する行為である」として、異例の抗議を行った。
また、失格とされたA社からも岡崎市に対して選定経過に関する抗議がなされた。
岡崎市は2007年6月、B社との間で、請負金額を138億9990万円とする工事請負契約を締結した。
- 3 上記の経緯は新聞報道され、市が自ら委嘱した「建設技術検討委員会」の存在を軽視し、かつ、B社を優遇する公正さを欠く姿勢に対して、市民の関心が高まった。
このように、本件ガス化溶融施設は、発注業者選定過程で市の公正さを疑わせる事態が生じたのであるから、市民の疑惑を解消するためにも、必要にして十分な情報が開示されるべきである。

以上

記念講演と2007年度総会の案内
4月12日(土)午後2時～
市民オンブズ岡崎事務所にて

講演 新海聡(名古屋オンブズマン事務局長)

行政の情報公開に果たす市民オンブズ活動の役割

講演後

2007年度「市民オンブズ岡崎」総会

